

野生鳥獣は、法律で保護されています!

無免許・無許可での野生鳥獣の捕獲等は違法です

圃農政課農業振興係 ☎028(677)1110

町では、イノシシやアライグマ、ハクビシン、カラス、カモなどによる農作物被害が確認されています。しかし、これらの野生鳥獣は法律で保護されており、自分の土地であっても被害があるからといって許可なく捕獲等を行うことはできません。被害防止のためにできる対策をしましょう。

よく出る野生鳥獣



アライグマ
しっぽのシマシマが特徴。目のまわりに黒いマスク模様がある。耳のふちとヒゲは白い。指が長く、手先が器用。屋根裏や家の壁の中に巣を作ることもある。雑食性。



ハクビシン
白い鼻すじが特徴。顔と足が黒っぽい。しっぽは細長い。木登りが得意で、屋根裏や家の壁の中に巣を作ることもある。電線を伝って歩く。雑食性。

被害防止のために

被害を防止するために、まずは自衛の対策をすることが重要です。また、自衛では対応しきれない場合には、許可を得て捕獲することも検討しましょう。

被害防止策① 自衛する

- ・取り残した果実や野菜は早めに撤去する
- ・犬や猫の餌の残りを屋外に放置しない
- ・生ごみなどを適切に管理する
- ・野生鳥獣が嫌う臭いのもの(ハーブ、忌避剤等)を設置する

被害防止策② 許可を得て捕獲する

自衛の対策をしても鳥獣の被害が減らない場合には、町に申請することで、一定の条件のもと、捕獲許可を受けることができます。



鳥獣の捕獲をするには?

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」では、生物の多様性を確保する観点から鳥獣の捕獲や卵の採取等を原則禁止していますが、野生鳥獣による被害等が生じている場合や学術研究の場合などに限り、許可を受けることで、野生鳥獣を捕獲することができます。

町の捕獲申請窓口は、農政課です。小型箱わなの無償貸し出しも行っていますので、野生鳥獣による農作物被害などがあれば、まずは農政課にご相談ください。

⚠️ ご注意ください!

ホームセンター等で小型箱わなが販売されていますが、それらを使い、無免許・無許可でのわなの設置や野生鳥獣の捕獲等を行うと、法律に違反するため、罰則(1年以下の懲役または100万円未満の罰金)が適用される可能性があります。



▲農政課で貸し出しを行っている箱わな

生物多様性の確保や生活環境の保全、農林水産業の健全な発展を通じ、自然環境の恩恵を受けながら町の健全な発展を遂げられるよう、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

ほ場整備事業「芳賀町北部第2地区」の工事を行います

圃芳賀農業振興事務所農村整備部整備課 ☎0285(82)4939

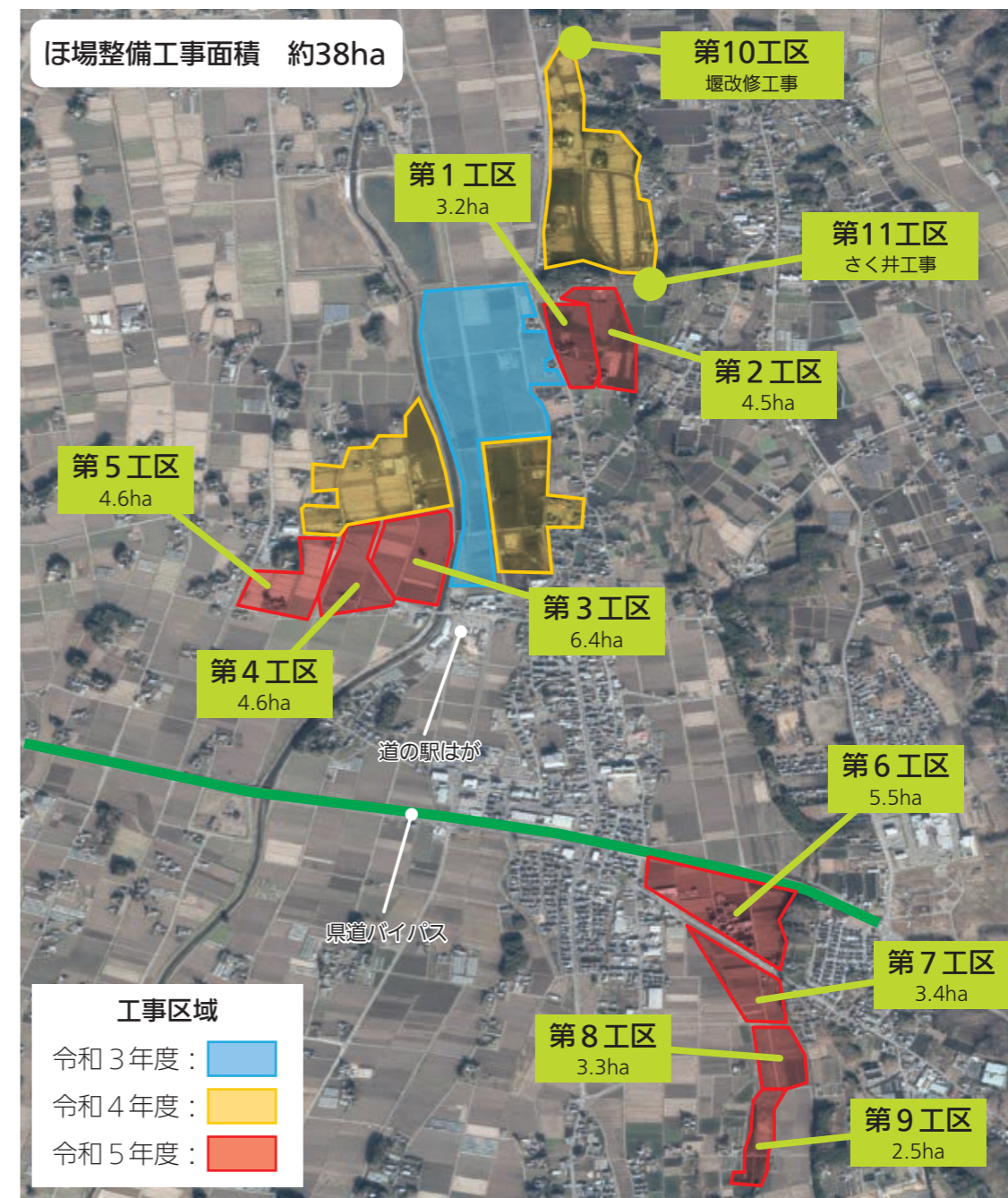
町土地改良区 ☎028(677)0101

町農政課農村整備係 ☎028(677)6045

令和3年度から、農業の生産性向上や農地集積・集約化を目的に、田畑の大区画化や水路・農道などの整備を進めています。

工事区域 赤色で示す区域

工事時期 令和6年4月頃まで



お願い

工事期間中は、資材運搬等によって大型車両の通行量が増えますが、安全な交通の確保に努めていきます。また、水路工事等のための一時的な通行止めを予定しており、具体的な日時は、現場付近に設置する工事看板などで事前にお知らせします。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
※ほ場整備工事のほか、補完工事などを令和4年度工事区域等で部分的に行います。
※工事完了時期は、天候等の影響を受けるため前後する場合があります。

